

衆議院議員定数削減に関する民主的な手続を求める意見書

自由民主党と日本維新の会の連立政権樹立における衆議院定数1割削減の合意書明記を受け、議員定数削減の議論がにわかに始まっている。

選挙制度と議員定数は、民意を正確に政治に反映する民主主義の根幹をなすものであり、本来、各党会派のみならず、国民各層による真摯な議論と合意形成が不可欠である。しかるに、衆議院議員定数削減の議論が、いまだ決着を見ていない国民の関心が高い政治資金の在り方の問題より優先されるその姿勢は、自由民主党による裏金問題隠しや、企業団体献金改革の先送りとの批判を招きかねない。もとより、多数の国民の政治参加を促し、民意を反映した質の高い政治を行うことは政治の責任である。

報道によれば、衆議院の小選挙区で25議席、比例代表で20議席の削減を軸に検討するとされている。一方で議員定数削減を必要とする理由や、削減数については明確な理由を明らかにしていない。また、地方の議席が減少し、課題を多く抱える地方の声が届きにくくなっている現状や、より多様化する民意の受皿をどうするかにも留意が必要である。

よって、本市議会は、国に対し、衆議院議員定数について多様な民意が反映されるようにするため、次の事項についての措置を求める。

- 1 衆議院議員定数削減に当たっては、規模ありき、期限ありきの議論としないこと。
- 2 各党各会派、国民各層による広範な議論の場を担保すること。
- 3 多様な国民の声を反映できないような定数削減は行わないこと。
- 4 地方の声を切り捨てるような定数削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官殿
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 松橋淳郎